

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「FCM(Fine Chemical & Materials)の社名を体現すべく高品質・高精細・高付加価値の表面改質技術及び機能材を社会に提供し、技術を重視する企業として、環境に配慮しつつ、人の未来と社会の発展に対して永続的に貢献することを目指す。」を基本理念としております。
当社は、この基本理念を实践することで、株主、取引先、従業員、地域社会をはじめ広く社会への貢献を果たし、さらに省資源・省エネルギーを推し進めて地球環境の保全に貢献することが、企業価値を高めることであると認識しております。
そのためには、経営の健全性・公平性・透明性を維持することが不可欠であり、これらの実現がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、内部統制の仕組みを整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古河電気工業株式会社	940,567	55.20
小原 直人	40,200	2.40
FCM従業員持株会	32,967	1.90
小原 登	23,633	1.40
小原 徹昭	23,000	1.30
川森 晋治	20,500	1.20
山口 昌志	10,000	0.60
吉村 武司	9,500	0.60
弥栄電線株式会社	8,000	0.50
CREDIT SUISSE SECURITIES (USA)LLC SPCL. FOR EXCL.BEN (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社)	6,300	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 古河電気工業株式会社 (上場:東京) (コード) 5801

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3 月

業種 非鉄金属

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、議決権の過半数を有する親会社として古河電気工業株式会社が存在しますが、親会社と取引を行う場合には、市場等の客観的情報に基づき、合理的かつ適正、適法にこれを行うことを方針としております。また、事業の運営に当たり、親会社からの自立性を保ち、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を行う場合には、取締役会および経営会議において多面的に議論し、これを決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である古河電気工業株式会社(以下、古河電工)を中心とする企業グループの中で事業運営を行っております。当社の社外取締役1名は古河電工の従業員が兼務しており、社外監査役1名は古河電工の役員が兼務しておりますが、いずれもその専門分野における高い専門性および会社経営に関する深い見識を持ち当社の経営体制の強化につながると考え、当社より就任を依頼したものであります。また、当社と古河電工との間には、有価証券報告書に記載している取引関係が存在します。しかしながら、当社は独自のコーポレート・ガバナンス体制を構築しており、自主独立した経営判断を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 4 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
新山 晃生	他の会社の出身者		○					○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新山 晃生		古河電気工業株式会社戦略本部経営企画室主査	招聘理由及び独立性についての会社の考え方 親会社に在籍しておりますが、当社の実情等をよく理解し、有用な助言を貰うため招聘いたしました。また、当社と当社役員とならば特別の利害関係を有していないことが独立性を担保すると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、相互に監査計画を確認し、監査報告や意見を交換することで、情報の共有を図っております。また、監査役は期末に会計監査人から監査報告を受領し、当社の課題把握に努めております。
監査役と内部監査部門は、随時相互に監査計画を確認するのみならず、監査報告や意見を交換することで情報の共有と課題の把握に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
櫻 日出雄	他の会社の出身者			△	○					△				
土井 博	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻 日出雄		古河電気工業株式会社監査役	招聘理由及び独立性についての会社の考え方 親会社に在籍しておりますが、経営管理の経験・知識が豊富であり、当社の経営管理体制の更なる強化に資する助言を貰うため招聘いたしました。 また当社以外の社外役員の経験に加え、当社と当社役員となら特別な利害関係を有していないことが独立性を担保すると考えております。
			招聘理由及び独立性についての会社の考え方 弁護士として活躍されており、法律面を中心とした客観的・中立的な監査業務が期待されます。 同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断いたします。 また、下記事項(A～E)に過去から現在に至る

土井 博	○	弁護士	まで該当がなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、本人の同意の上独立役員に指定いたしました。 A 当社の親会社または兄弟会社の業務執行者等 B 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当社の主要な取引先若しくはその業務執行者等 C 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は、法律専門家 D 当社の主要な株主 E 次の(a)又は(b)に掲げるものの近親者 (a) Aから前Dまでに掲げる者 (b) 当社又はその子会社の業務執行者等
------	---	-----	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 1 名

その他独立役員に関する事項

当社において独立役員の資格を満たす役員は1名であり、その1名を独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

2013年6月18日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬及び監査役報酬の総額を別々に開示し、社外取締役及び社外監査役に対する報酬を内書きで開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額の決定方針は、取締役の業績向上に対するインセンティブを高め適正な業績評価を行うことにより、当社の業績向上に資することを基本とし、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、取締役会が決定しております。具体的には、固定報酬を基本としつつ、報酬の一部を業績連動型報酬とすることにより、報酬と株主利益を連動させ、会社業績に対する経営責任の明確化と企業価値の増大に努めております。

また、監査役については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

情報の収集や伝達・資料の作成・事前説明など、管理部員が社外取締役及び社外監査役に対してサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

取締役4名の構成:社内取締役3名/社外取締役1名、男性4名/女性0名

毎月1回以上開催(必要に応じ臨時取締役会を開催)される取締役会においては、代表者の指名、総会決議にもとづく各取締役の報酬決定、重要な執行業務の決定、各取締役の職務執行状況の監督を行っております。また、代表取締役、常勤取締役、常勤監査役及び各部長からなる経営会議(毎月1回以上開催)において取締役会付議事項の事前審議を行うことで、より実効性のある意思決定を行っております。

(2) 監査役・監査役会

監査役3名の構成:社内監査役1名/社外監査役2名、男性3名/女性0名

取締役会に出席し取締役の職務執行を監査するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携をとることで、内部統制の状況や会計監査の状況を把握しております。また、監査役会を開催し、相互に意見交換及び情報交換を行うことで、監査の実効性確保に努めております。

監査役の内、常勤監査役南出喜治は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役櫻日出雄は経理、財務部門の長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 内部監査室

監査計画にもとづいて内部統制の状況を監査し、経営者に報告し改善を実施しております。また、監査役及び会計監査人と連携をとることで、実効性の確保に努めております。

(4) 会計監査人

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、通常の会計監査に加え、内部統制及び重要な会計的課題に対して随時相談を行い、助言を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役新山晃生並びに社外監査役櫻日出雄及び土井博は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び当該社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときに限られております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1) 現状の体制を採用している理由

当社は上場当時から客観性・中立性を重視した経営の観点から社外取締役および社外監査役を選任しております。社外取締役並びに社外監査役共に取締役会等で適時質問をするとともに必要に応じて社外の立場から意見を述べており、経営の監視機能は有益に機能していると考えております。

(2) 社外取締役に関する事項

1名の社外取締役を選任しており、取締役会の機能強化及び客観性や中立性を高める役割を担っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	決算の早期化を図り、株主総会を集中日より前に開催するようしております。
その他	当社ホームページにおいて、招集通知の発送日に、招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および年度末の決算発表後に、説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部長を責任者として、管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念のなかで、ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に大きな影響を及ぼす排水に関する自主管理規制や、災害予防対策などを実施しております。
その他	当社は以前より人材の採用・登用において、性別に区分なく実力(能力)に応じた評価・処遇を行っております。現時点においては、女性の役員はおりませんが、女性にとっても働きやすい職場や育児と仕事が両立できる職場を目指し環境の整備に積極的に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念に則った「企業行動規範」を制定し、代表取締役社長がその精神を、役職者をはじめ全従業員に継続的に伝達、且つ教育をすることにより、周知徹底を図り、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は社長、取締役、部長からなる経営会議を定期的に開催し、事業環境の分析、利益計画の進捗状況等の情報の共有化、会社に著しい損害及び不利益を及ぼすおそれのある事実の発生、企業行動規範の浸透と遵守、コンプライアンスの徹底を図り、経営判断に反映させる。

また、代表取締役社長はコンプライアンスに関する統括責任者として、管理責任者である管理部長が行うコンプライアンス体制に係る規程の整備、職務分掌、権限表等の制定と徹底を統括する。

コンプライアンス違反に対する社内通報体制として、管理責任者への直接通報窓口を設定するほか、公益通報者保護法の主旨を尊重し、外部機関を利用した通報窓口の2つの経路を設ける。

なお、内部監査部門および管理部は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令ならびに定款上の問題の有無を調査し、問題点の把握と改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関わる情報を含め、文書管理規程をはじめとする社内規程に基づき、法令、定款に則った情報、文書の保存、管理を行う。内部監査部門および管理部は連携し、取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理について問題なく実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

関連する社内規程は、必要に応じて適宜見直し、改善を図るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社を取り巻く外部環境や内部環境は時として急激に変化し、これらは経営に大きなリスクをもたらしており、企業が成長を維持する基盤として、リスク管理能力が非常に重要であり、企業評価をおおきく左右するという認識に立ち、リスク管理を経営上の大きな課題の1つと捉える。

リスク管理体制としては、管理、営業、製造、品質保証、技術開発等の各担当部門の責任および採るべき行動を分担、管理することとしており、経営上のリスクについては、逐一、経営会議または取締役会に報告し、決裁を得ることとする。

規程については、既存の経理規程等の関連規程のほか必要に応じて新たに制定する。

内部監査部門および管理部は連携し、各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、中期経営計画および年度経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務が効率的に行われるよう監督する。各部門長は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。代表取締役社長は、その進捗状況について経営会議や各部門会議を通して各部門長に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図り、重要な案件については取締役会に上程し、承認を得る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役室を置き、必要な人員を配置することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

6. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生、または発生する虞があるとき、重大な法令ならびに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議すべき重要な事項等を、法令および社内規程等に基づき監査役に報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることとする。また、内部監査部門および会計監査人と定期的な意見交換を実施する。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業行動規範において「反社会的勢力には毅然とした態度で対応します」という基本的な考え方を定め、役職者をはじめ全従業員に周知徹底を図っております。仮に反社会的勢力から接触を受けた場合は、管理部を対応統括部門とし、警察・弁護士等を含め外部機関と連携し、反社会的勢力及び団体に対し断固とした姿勢で臨み、一切の関係を拒絶いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の基本方針

当社は、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。継続的で一貫した開示を行うことで、投資者の信頼を得ることを目指します。

2. 適時開示に係る社内体制

当社は、管理部を管掌する取締役を情報取扱責任者としております。

管理部は、情報取扱責任者の統括の下、法定・適時開示情報の集約並びに開示業務を行います。

適時開示に当たっての社内における各種情報の取扱は、次のとおりであります。

(1) 決定事実

経営上重要な決定事実については、定時取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、決しております。決定事項については、情報取扱責任者及び管理部が把握しており、必要に応じて適時開示を行います。

(2) 発生事実

重要な事実が発生した場合、その発生を認識した者は情報取扱担当者である各部門長に速やかに報告し、情報取扱責任者並びに管理部にその内容を伝達します。情報取扱責任者は開示の必要性を検討し、代表取締役社長の承認及び監査役の了承を経て適時開示を行います。

(3) 決算情報

決算情報については、管理部が会計システム・関係部署から情報を収集・集約し適切に作成して、監査法人による監査を受けております。作成された決算情報は、取締役会で承認された後、管理部が遅滞なく開示の手続きを行います。

3. 適時開示体制の維持

情報取扱責任者は、適時開示体制が適切に運用・整備・維持されるよう努めております。

また、監査役及び内部監査室が、適時開示体制が適切に運用されているかを定期的に監査するとともに、代表取締役社長による確認も行っております。

《内部統制システムの仕組み》

